

2020 年 11 月 19 日

各位

特許業務法人 秀和特許事務所 意匠商標部
弁理士：香原 修也
TEL：03-5643-1090 FAX：03-5643-0025
Email: tm.d@shuwa.net

英国の欧州連合離脱による意匠への影響について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2020 年 1 月 31 日に英国が欧州連合（以下、「EU」といいます。）を離脱し、同年 2 月 1 日から移行期間に入りました。まもなく移行期間が終了し、2021 年 1 月 1 日以降、現在登録共同体意匠制度により保護されている意匠、及び EU を指定して保護されている国際登録意匠は、英国で保護されなくなります。移行期間終了後の意匠への影響について、概要を以下にまとめましたので貴社の意匠管理にお役立ていただければ幸いです。ご質問等ございましたら遠慮なくお問合せください。

（※2020 年 11 月 18 日現在把握できている情報をもとに作成しております。）

敬具

記

1. 「共同体登録意匠」及び「EU を指定して保護された国際登録意匠」の英国での取扱い

移行期間の終了時（2021 年 1 月 1 日）に全ての既存の「共同体登録意匠」及び「EU を指定して保護された国際登録意匠」は、英国登録簿に移行登録（コピー）され、英国に直接出願して登録されたものとして取り扱われます（なお、これを「再登録意匠」及び「再登録国際意匠」と呼びます。）。英国知的財産庁への手続や官費の納付は不要です。「再登録意匠」及び「再登録国際意匠」の年金納付等諸手続は、英国知的財産庁に対して行い、同庁の料金が適用されます。

<移行された意匠の出願日・登録日及び更新期限（年金納付期限）>

①再登録意匠

出願日は共同体登録意匠の出願日及び登録日に対応します。更新期限（年金納付期限）は共同体登録意匠の期限日に対応します。

②再登録国際意匠

再登録国際意匠の出願日及び登録日は国際登録日に対応します。更新期限(年金納付期限)は国際登録の更新期限日に対応します。

2. 出願係属中の「共同体出願意匠」及び「EU を指定した国際登録意匠」の英国での取扱い

移行期間の終了時(2021年1月1日)に出願係属中の「共同体出願意匠」及び「EU を指定した国際登録意匠」を有する場合、2021年1月1日から同年9月30日までに英国知的財産庁に対して、EU 知的財産庁への「出願日」及び「国際登録出願の先の出願日」を維持したまま、同等の意匠登録出願をすることができます。なお、この出願には英国知的財産庁の料金が適用されます。

出願係属中の「共同体出願意匠」及び「EU を指定した国際登録意匠」が自動的に英国登録簿に移行登録(コピー)され、審査が開始されることはございません。したがって、英国での権利化をご希望の場合は、必ず英国知的財産庁に対して出願手続をなさるようお願いいたします。

3. 意匠管理について

「再登録意匠」及び「再登録国際意匠」は、移行期間終了後に英国知的財産庁のデータベースから確認できるとの情報を入手しておりますが、データベースへの反映時期等の詳細は未定です。ご自身で意匠管理をなさる場合は、必ず移行後の「再登録意匠」及び「再登録国際意匠」のステータスをご確認ください。

なお、「再登録意匠」の登録番号には「9」が頭に、「再登録国際意匠」の登録番号には「8」が頭につくとのことです。

例：123456789-0001 (共同体登録意匠 EUIPO データベース上の表示) →91234567890001 (再登録意匠)
DM/123456 (国際登録意匠 WIPO データベース上の表示) /D123456 (国際登録意匠 EUIPO データベース上の表示) →8123456 (再登録国際意匠)

弊所が管理対象としている「共同体登録意匠」及び「EU を指定して保護された国際登録意匠」につきましても、海外意匠権の年金納付のご案内時に、移行後の英国における年金納付の要否もお尋ねします。

以上